

基本計画総論（案）

1. 基本計画策定の趣旨

平成 23（2011）年 8 月に地方自治法が改正され、市町村の基本構想策定の義務づけが廃止されましたが、西東京市においては、基本構想を市の行政運営の長期ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していくこととしています。

この基本計画は、西東京市基本構想に示した基本理念と将来像を計画的に実現するための施策体系を示したものです。

また、この基本計画のほかに、地域福祉計画や都市計画マスタープランなどの行政分野にかかわる個別計画がありますが、基本計画の策定にあたっては、それら個別計画との整合性も考慮しながら策定を行いました。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度 3 ヶ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけをもって計画された事業を実行していきます。

2. 計画の期間

計画期間は平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。

なお、平成 31（2019）年度からの後期 5 年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととします。

3. 計画の指標

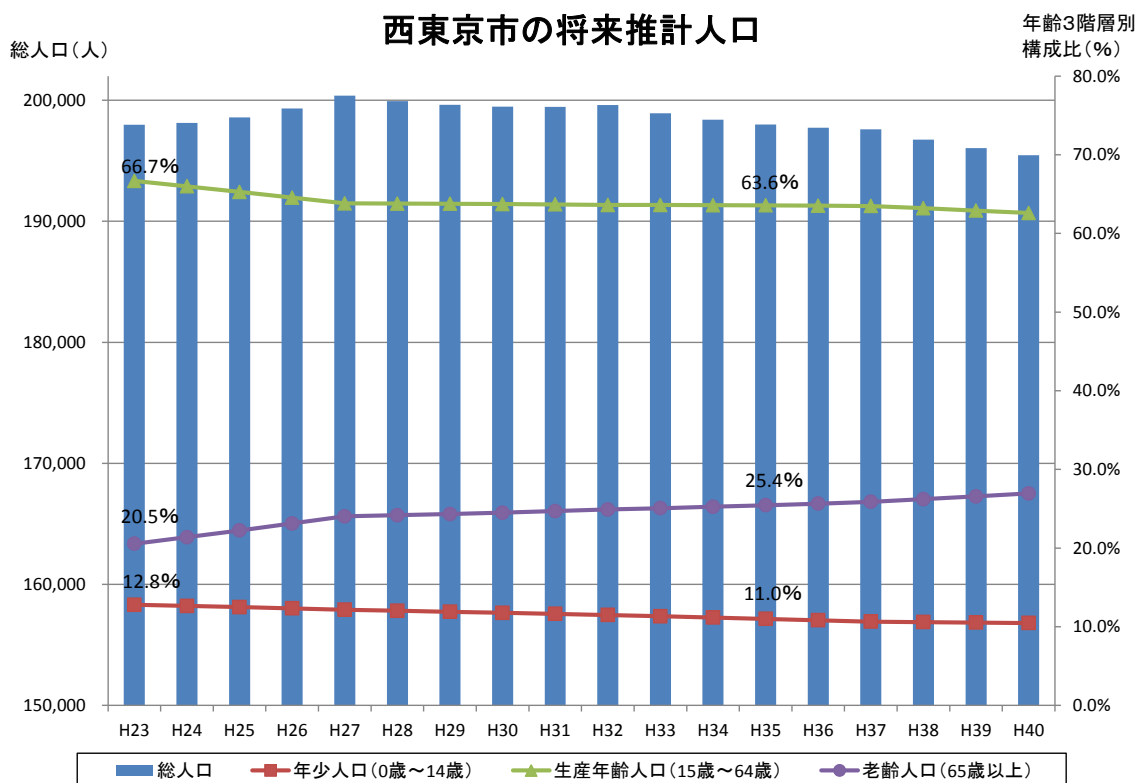
(1) 人口の推移

本市の人口は平成 27（2015）年までは微増傾向が続き、平成 27（2015）年に約 200,000 人となった後に減少に転じ、この計画の目標年度（平成 35 年度）における人口は、およそ 198,000 人になると想定されます。（平成 23 年 12 月「西東京市人口推計調査報告書」より）。

年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、高齢人口）ごとの傾向をみると、年少人口（0 歳～14 歳）は微減の傾向にあり、平成 23（2011）年の総人口比 12.8%が平成 35（2023）年には 11.0%となる見込みです。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 23（2011）年の総人口比 66.7%が平成 27 年までは微減傾向にありますが、その後は横ばいとなり、平成 35（2023）年には総人口比 63.6%となる見込みです。

一方、高齢人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 23（2011）年の総人口比 20.5%が平成 35（2023）年には 25.4%となる見込みです。



資料：人口推計調査報告書（平成 23 年 12 月）

(2) 財政フレーム

本市では、新市建設計画事業の終了により普通建設事業費が大幅に減少する一方で、扶助費や公債費などが増加傾向にあります。経常収支比率は、平成19（2007）年度から90%を超えて推移しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

基本計画期間中（平成 26（2014）年度～35（2023）年度）の財政計画は、社会・経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

①歳入

(ア) 市税

市税とは、個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税など、皆様から納めていただいた税金です。

(イ) 地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。

(エ) 市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

②歳出

(ア) 人件費

(イ) 物件費・扶助費・補助費等

物件費とは、賃金、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費等とは、さまざまな団体などへの負担金や補助金などです。

(ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。

(3) 財政見通し

基本計画期間中（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）の財政見通しは次のとおりです。

財政見通しのグラフ

4. 今後のまちづくりに関する市民の考え・意見

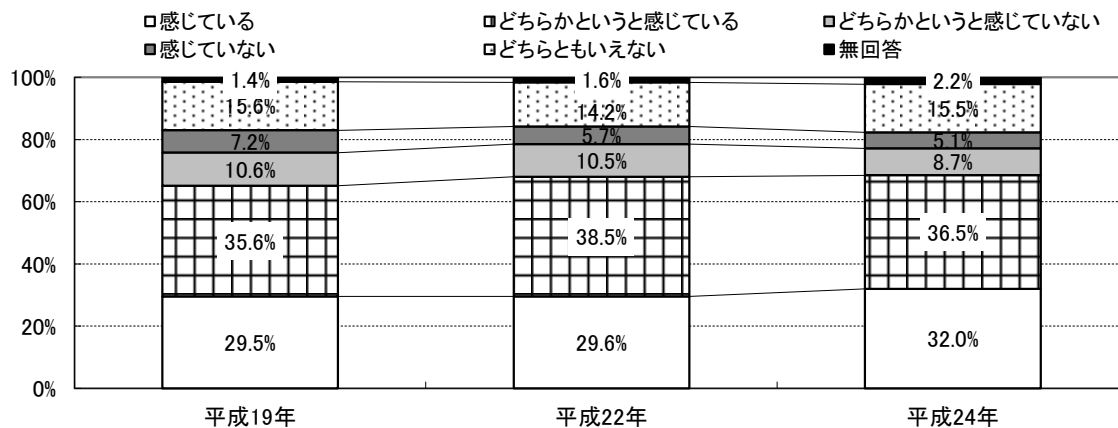
市民のさまざまな考えや意見を反映した基本計画を策定するため、「市民意識調査」を実施し、市民全体の考えを把握しました。また、市民参加による「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」を実施し、今後のまちづくりに関する市民の意向を直接把握しました。

(1) 市民意識調査

本調査は、西東京市住民基本台帳に登録された 18 歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮した上で 5,000 人を無作為抽出し、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施しました。回収数は 2,414 票(回収率 48.3%)、有効回答数は 2,408 票(有効回収率 48.2%)となっています。以下、代表的な項目についての結果を紹介します。

① 西東京市への愛着度

平成 24 年調査では、西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると 68.5%であり、平成 19 年調査時の 65.1%から増加しています。一方、平成 24 年調査では、西東京市に愛着を「感じていない」と「どちらかというと感じていない」を合わせると 13.8%であり、平成 19 年調査時の 17.8%から減少しており、西東京市に愛着を感じている市民が増えていることがわかります。

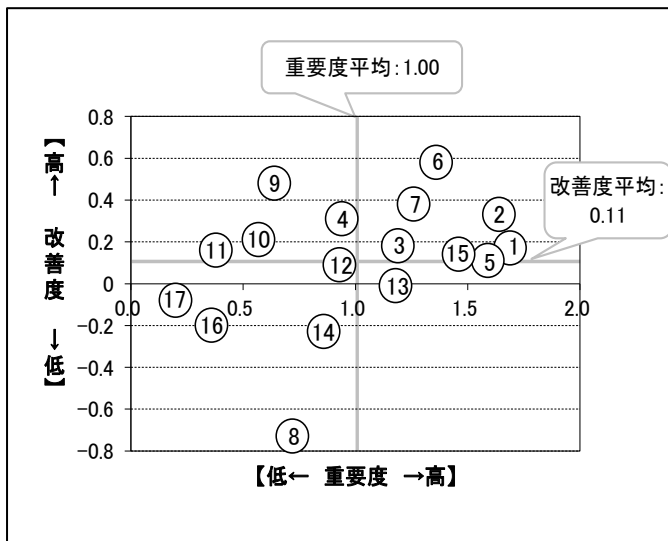


② 身近な生活環境の改善度・満足度

身近な生活環境について、今後の「重要度」を横軸に、10 年前と比較した現在の状況である「改善度」を縦軸にとると、「防犯・防災など生活安全対策」や「医療サービスの受けやすさ」などが重要度と改善度がともに高く、引き続き維持に重点的に取り組む「重点維持分野」として位置づけられます。また、「街並み・景観」や「電話・インターネットなどの通信環境」などは重要度が低いですが改善度が高く、引き続き維持に努める「維持分野」、「子どもの教育環境」は重要度が高いですが改善度が低く、改善に重点的に取り組む「重点改善分野」として位置づけられます。なお、「地元の商店街」や「育児相談・保育園など

の育児サポート環境」などは重要度と改善度がともに低く、改善に努める「改善分野」として位置づけられます。

<分析結果>



<4つの方向性(ゾーン)の考え方>

<改善度>	
<p>維持分野 相対的な関係では改善度が高いものの今後の重要度は低く評価されている。周知を徹底したり、実施方法や予算、内容などを見直し、改善などの検討が期待される分野</p>	<p>重点維持分野 相対的な関係では改善度を高く位置づけている市民が多く、重要度も高く位置づけられている。今後もこの水準を保つことが望ましく、現状維持で取り組む方向で検討したい分野</p>
<重要度>	
<p>改善分野 市民が評価できる段階に至っていないかったり、相対的にみて改善度も重要度も低く位置づけられている。現状維持で実施するか、取組の見直しなども考えられる分野</p>	<p>重点改善分野 市民が評価できる段階に至っていないかったり、相対的にみて改善度は低いという評価であるが、今後の重要度は高く評価されている。当該項目への着手や推進により、改善度が高まることが期待される分野</p>

<p>維持分野 4: 街並み・景観 9: 電話・インターネットなどの通信環境 10: 芸術や文化にふれる機会、学習する環境 11: スポーツに参加する機会、楽しむ機会</p>	<p>重点維持分野 1: 防犯・防災などの生活安全対策 2: 医療サービスの受けやすさ 3: 緑や水辺などの自然環境 5: 安全で歩きやすい道路環境 6: 鉄道・バスなどの公共交通の利便性 7: 買い物の利便性 15: だれもが安心して暮らすための福祉環境</p>
<p>改善分野 8: 地元の商店街 12: 育児相談・保育園などの育児サポート環境 14: 就労時間、就労内容などの働く環境 16: 町内会などの自治組織の活動 17: 夏祭りなどの地域の行事・イベント</p>	<p>重点改善分野 13: 子どもの教育環境</p>

<<図表の見方>>

「改善度」と「重要度」の平均ポイントを用いて、CS (Customer Satisfaction = 顧客満足) 分析を実施しています。CS 分析では、全ての設問項目の平均ポイントから座標軸を設定し、各項目間の相対的な関係を4つの方向性(ゾーン)でグラフ上に整理しています。

(2) 「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」

西東京市住民基本台帳に登録された 18 歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮した上で 3,000 人を無作為抽出し、案内及び調査用紙を郵送配布・郵送回収するとともに、市ホームページでも参加者を募る「まちづくりシンポジウム」を開催して、有識者による今後のまちづくりに関する講演などを行いました。

また、さまざまな方法で募った市民の参加による「まちづくり市民ワークショップ」を 2 回開催し、今後のまちづくりについて活発な意見交換を行いました。

さらに、小学生・中学生が今後のまちづくりについて意見を出し合う「子どもワークショップ」や、企業・団体の今後のまちづくりの意見を尋ねる「企業・団体ヒアリング」を行いました。

「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」では、今後のまちづくりに関して、次のような意見がありました。

- ① 「創造性・人間性が豊かに育つまちづくり」について
 - 子どもを第一に考えて地域で育てることが必要である。
- ② 「笑顔で暮らすまちづくり」について
 - 若年層、高齢者、障害者などすべての市民が共生できるまちの実現が必要である。
- ③ 「環境にやさしいまちづくり」について
 - みどりを守りながら、循環型社会づくり、低炭素社会づくりに取り組むことが必要である。
- ④ 「安全で快適に暮らすまちづくり」について
 - 地域ぐるみの防災・防犯対策が必要である。
 - 駅周辺のにぎわいづくりが必要である。
- ⑤ 「活力と魅力あるまちづくり」について
 - 産学公が連携した産業の振興や商店街の活性化が必要である。
- ⑥ 「みんなでつくるまちづくり」について
 - 市民の主体的なまちづくりへの参加が必要である。

5. 計画を推進するために

基本計画では、次の 5 つの点を計画推進のための重要な要点ととらえた上で、施策、事業を進めていきます。

■ みんなでつくるまちづくりの推進のための「市民協働と情報公開の推進」

個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、多くの人々がまちをよくしていくために一歩前に踏み出し、みんなでまちをつくる行動をおこし、市民同士や市民と市が協働してまちづくりを推進していくことが必要と考えます。

市民がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、市民の意向を的確に反映させながら、市民同士や市民と市が協働して事業を推進する市民協働を進めます。

また、市民協働を進める上で必要な情報については、個人情報などの保護に十分配慮しながら、情報公開と情報発信を進めていきます。

■ 支えあい助けあいの地域コミュニティをつくるための「市民や地域コミュニティに関わる組織・団体同士のネットワークづくりの推進」

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響や首都直下型地震の発生の恐れなどから、災害時における地域コミュニティの重要性や災害に備える地域コミュニティ活動の必要性が再認識されています。

また、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどの課題に対しても、自助・共助・相互扶助や公助との連携が課題解決につながります。

その一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりは希薄化して、自治会・町内会などの地域活動に参加しない市民も増えており、活動が活発ではない自治会・町内会も存在します。

安全・安心で住みやすいまちづくりを推進するために、市民や地域コミュニティにかかわる組織や団体同士の連携の強化など、地域コミュニティの活性化を図る取組を進めていきます。

■ 社会動向や環境変化に応じた施策の「選択」と「集中」による「施策の重点化の推進」

市政の運営にあたって、限られた行政資源（予算・人員）の制約の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」により、優先度の高い施策を重点的に行うことが必要です。

重点化が必要な施策の選択は、市民意識調査や行政評価に基づくこととし、その実施にあたって必要な体制の整備や予算措置を図るなど、行政資源（予算・人員）の集

中化を図ることとします。

■ 持続的な自治体運営のための「健全な財政運営」

財政基盤の縮小、質と量の両面での行政需要の拡大、きめ細やかな行政サービス提供のしくみの構築の必要性を背景として、平成 22（2010）年 3 月に策定された「地域経営戦略プラン 2010—第 3 次行財政改革大綱—」において、行財政改革の主な方向性として次の 3 つの観点を示されています。

① 市の現状を見据えた自治体経営の適正化

合併に伴う国や都からの特例的な財政支援措置の段階的縮小、経済情勢の悪化、労働力人口の減少などによる財政基盤の縮小が見込まれる中、過度の将来負担が生じることのない、安定的で持続可能な適正規模の自治体経営をめざし、大局的な観点から施策優先度を判断して必要性の低くなった事業の縮小・統廃合を進めるためのしくみ（P D C A サイクル）の強化、質の高いサービスを効率的に提供できる公共施設の管理手法の検討を進めます。

② 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化

高齢者世代の増加や雇用環境の悪化などの背景から、公的サービスを生活の支えとする層が今後さらに増加すると見込まれています。一方で、行政資源（予算・人員）は限られており、拡大し続ける行政需要に的確に対応していくためには、歳出・歳入両面における効率化が必要不可欠です。経常経費の削減に率先して取り組むとともに、市民負担の公平性や透明性にも留意しながら、サービス対価の適正化や、市が有する債権の徴収率の向上をめざすとともに、自主財源確保のための新たな歳入項目の創出や拡大に向けた取組を進めます。

③ 効果的なサービス提供のしくみづくり

国における地方分権の方針から、自治体の任務は、法令や各種計画を着実に実行する「執行」面に加えて、市民が求める行政サービスを効率的・効果的に実現する手法を判断する「政策」面にも拡大しており、今後、自治体が担う役割の高度化に適切に対応していくためには、市民の視点や地域の実情を政策立案に反映できるしくみづくりが重要となります。民間部門の力の活用の推進や市民と行政との情報交換の充実、新たな課題に対応できる体制の整備、職員の能力向上、他団体との協力関係の強化など、これまでの取組をさらに進めます。

■ 費用対効果の高い自治体運営のための「公共施設の適正配置と施設マネジメント」

西東京市では、第 1 次総合計画を念頭においた「公共施設適正配置計画」を平成 16（2004）年 3 月に策定し、公共施設の有効活用を前提とした公共施設の統合整備や新たな施設の整備事業を進めてきました。

合併後 10 年間の「新市建設計画」の期間を終え、平成 26 年度からの本総合計画へ

の位置づけも見据えつつ、平成 23（2011）年 3 月に「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組を推進することとしています。

① 計画保全

施設建物の安全性を確保するとともに突発的な機能停止による公務やサービスの中断を防ぐため、近い将来に建替えを行う施設、改修をして延命化を図るべき施設、廃止も含めて検討する施設を可能な限り早い時期に選別して保全を行う「計画保全」を進めます。

② 量的適正化

施設の大規模改修や建替えを実施する際などに、統廃合や複合化により施設の集約化を図るとともに、統廃合などにより生じた余剰施設・用地については、必ずしも転用を前提とはせず、売却処分も選択肢の一つに含めるなど、可能な限り市が保有する土地・建物量の総量抑制を図ることとします。

③ 質的適正化

地域における施設需要と実際に設置されている施設とのギャップを埋め、需要に即した施設配置に変えていく質的適正化を行うとともに、安全性の確保、施設内容の充実、社会的ニーズへの対応を進めます。

④ 維持管理コスト適正化

施設の複合化・集約化を図ることで施設維持管理費の圧縮に努めるとともに、施設の建替えを行う場合には、ライフサイクル・コスト・マネジメントの考え方により、施設建設に要する初期経費とランニングコストとの合計額を総合的に勘案するほか、高効率エネルギーシステムの導入により光熱水費の抑制を図るなど、トータルでの経費抑制に努めていきます。また、ストック・マネジメントの考え方により、各施設の性能水準や目標使用年数を設定した上で、定期点検・診断や予防保全の実施、短期・長期の保全計画の策定、改修工法の最適化を進めます。

6. 計画の読み方

（ここでは、基本計画の読み方を示します。）